

公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第65号

公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
(公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則(昭和23年佐賀県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>第2条 略</p> <p>2 <u>規則第1条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>公衆浴場を中心とした半径400メートル(市の区域にあっては、300メートル)以内の見取図</u></p> <p>(2) <u>公衆浴場の平面図及び説明書</u></p> <p>(3) <u>敷地又は建物が他人の所有であるときは、所有者の承諾書</u></p> <p>(4) <u>浴場業を営むために建物の建築、用途変更等について他の法令の許可を必要とするときは、その許可に関する書類</u></p> <p>(5) <u>申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</u></p> <p>3 <u>前項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。</u></p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 1243 1106 1364"><tr><td data-bbox="232 1243 421 1364">公衆浴場の名称</td><td data-bbox="421 1243 1106 1364">略</td></tr></table>	公衆浴場の名称	略	<p>第2条 略</p> <p>2 <u>規則第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書(様式第1号)によるものとする。</u></p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1155 1243 2029 1364"><tr><td data-bbox="1155 1243 2029 1326">公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定に該当することの有無(有・無)</td></tr><tr><td data-bbox="1155 1326 2029 1364">公衆浴場の 略</td></tr></table>	公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定に該当することの有無(有・無)	公衆浴場の 略
公衆浴場の名称	略				
公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定に該当することの有無(有・無)					
公衆浴場の 略					

改正前					改正後						
略					名称						
略					略						
営業施設の 構造設備	略				営業施設の 構造設備	略					
	便所	箇所	㎡	男性用		便所	箇所	㎡	うち男性用	箇所	女性用
		1 くみ取り式					女性用	箇所	多目的	箇所	
2 水洗式				便器	個	小	便器	個			
略					略						
添付書類					添付書類						
1～5 略					1～5 略						
注					6 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける 場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類						
1～3 略					注 1 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定に該当する場 合は、「公衆浴場の種類」、「営業施設の構造設備」、「工事 着工（予定）年月日」、「工事完了（予定）年月日」のうち 変更のない事項の記載を省略することができる。						
略					2～4 略						
(裏面)					(裏面)						
略					略						
様式第2号（第2条の2関係）					様式第2号（第2条の2関係）						
略					略						
略					略						
添付書類					添付書類						
1 戸籍謄本					1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号） 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定						

改正前	改正後		
<p>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>前項に掲げる書類</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	略	<p style="text-align: center;"><u>する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>戸籍謄本</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	略
略			
略			

(理容師法施行細則の一部改正)

**第2条** 理容師法施行細則(昭和33年佐賀県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p><b>別記様式第18号</b> (第17条)</p> <p>略</p> <p>次のおり開設したいので、関係書類及び検査手数料を添えてお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td>略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 略</p>	名称	略	<p><b>別記様式第18号</b> (第17条)</p> <p>略</p> <p>次のおり開設したいので、関係書類及び検査手数料を添えて届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>次に掲げる規定に該当することの有無</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>理容師法施行規則第19条第1項ただし書(有・無)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>理容師法施行規則第19条第2項ただし書(有・無)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>理容師法施行規則第19条第3項ただし書(有・無)</u></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td>略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 略</p>	<u>次に掲げる規定に該当することの有無</u>		<u>理容師法施行規則第19条第1項ただし書(有・無)</u>		<u>理容師法施行規則第19条第2項ただし書(有・無)</u>		<u>理容師法施行規則第19条第3項ただし書(有・無)</u>		名称	略
名称	略												
<u>次に掲げる規定に該当することの有無</u>													
<u>理容師法施行規則第19条第1項ただし書(有・無)</u>													
<u>理容師法施行規則第19条第2項ただし書(有・無)</u>													
<u>理容師法施行規則第19条第3項ただし書(有・無)</u>													
名称	略												

改正前	改正後
<p>注</p> <p>氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</p> <div data-bbox="232 842 1106 890" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>別記様式第22号（第17条）</p> <p>略</p> <div data-bbox="232 986 1106 1034" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍謄本</li> <li>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>前項に掲げる書類</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</li> <li>3 略</li> </ol>	<p>6 <u>理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>注 1 <u>理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、「管理理容師」、「構造及び設備の概要」、「従業者」、「同一の場所で美容所を開設している（する）場合」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中1の書類を、同条第2項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中3の書類を、同条第3項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中4の書類を、それぞれ省略することができる。</u></p> <p>3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</p> <div data-bbox="1160 842 2033 890" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>別記様式第22号（第17条）</p> <p>略</p> <div data-bbox="1160 986 2033 1034" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></li> <li>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>戸籍謄本</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</li> <li>3 略</li> </ol>

改正前	改正後
注 略	注 略
略	略

(美容師法施行細則の一部改正)

**第3条** 美容師法施行細則（昭和33年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<p><b>別記様式第18号</b>（第17条）</p> <p>略</p> <p>次のとおり開設したいので、関係書類及び検査手数料を添えてお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～5 略</p> <p>注</p>	名称	略	略		<p><b>別記様式第18号</b>（第17条）</p> <p>略</p> <p>次のとおり開設したいので、関係書類及び検査手数料を添えて届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2"><u>次に掲げる規定に該当することの有無</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書（有・無）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>美容師法施行規則第19条第2項ただし書（有・無）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>美容師法施行規則第19条第3項ただし書（有・無）</u></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～5 略</p> <p><u>6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>注 1 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、「管理美容師」、「構造及び設備の概要」、「従業者」、「同一の場所で理容所を開設している（する）場合」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当す</u></p>	<u>次に掲げる規定に該当することの有無</u>		<u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書（有・無）</u>		<u>美容師法施行規則第19条第2項ただし書（有・無）</u>		<u>美容師法施行規則第19条第3項ただし書（有・無）</u>		名称	略	略	
名称	略																
略																	
<u>次に掲げる規定に該当することの有無</u>																	
<u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書（有・無）</u>																	
<u>美容師法施行規則第19条第2項ただし書（有・無）</u>																	
<u>美容師法施行規則第19条第3項ただし書（有・無）</u>																	
名称	略																
略																	

改正前	改正後
<p>氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</p> <p>別記様式第22号（第17条）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本</p> <p>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>前項に掲げる書類</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p><u>る場合は添付書類中1の書類を、同条第2項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中3の書類を、同条第3項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中4の書類を、それぞれ省略することができる。</u></p> <p><u>3</u> 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</p> <p>別記様式第22号（第17条）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する<u>法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>戸籍謄本</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

（旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部改正）

**第4条** 旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則（昭和34年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p>

改正前		改正後	
旅館業 の施設	略	<u>旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当することの有無（有・無）</u>	
		旅館業 の施設	略
略		略	
添付書類 1～3 略		添付書類 1～3 略	
注 1 略		<u>4 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u> 注 1 略 <u>2 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当する場合は、「営業の種別」、「旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無」、「構造」、「敷地面積」、「客室」、「浴室」、「脱衣室」、「洗面所」、「便所」、「調理場」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</u> <u>3 旅館業法施行規則第1条第2項ただし書の規定に該当する場合は、旅館業の施設の平面図、立面図及び建物配置図の添付を省略することができる。</u>	
2～4 略		4～6 略	
略		略	
(裏面)		(裏面)	
略		略	
様式第1号の2（第2条の2関係）		様式第1号の2（第2条の2関係）	
略		略	

改正前	改正後
<p>略</p> <p>旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第3号に該当することの有無（有・無）</p>	<p>略</p> <p>旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(裏面)</p>	<p>(裏面)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>様式第1号の3（第2条の2関係）</p>	<p>様式第1号の3（第2条の2関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p> <p>旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第3号に該当することの有無（有・無）</p>	<p>略</p> <p>旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(裏面)</p>	<p>(裏面)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>様式第1号の4（第2条の2関係）</p>	<p>様式第1号の4（第2条の2関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p> <p>旅館業法第3条の3第3項において準用する同法第3条第2項第1号又は第2号に該当することの有無（有・無）</p>	<p>略</p> <p>旅館業法第3条の3第3項において準用する同法第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当することの有無（有・無）</p>



改正前	改正後
略	無) 略
添付書類 1 戸籍謄本  2 戸籍謄本により申請者が相続人であることを確認できない場合は、 <u>前項に掲げる書類</u> のほか、相続人であることを確認できる書類 3 略	添付書類 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号） <u>第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u> 2 戸籍謄本により申請者が相続人であることを確認できない場合は、 <u>戸籍謄本</u> のほか、相続人であることを確認できる書類 3 略
注 略	注 略
略	略
(裏面)	(裏面)
略	略

(興行場法及び興行場に関する条例施行規則の一部改正)

**第5条** 興行場法及び興行場に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。  
 様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

佐賀県収入証紙欄

興行場営業許可申請書  
(常設・仮設・臨時)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名 ㊟  
年 月 日生  
電 話

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名  
及び生年月日並びに電話番号〕

次のとおり興行場営業の許可を受けたいので、興行場法第 2 条第 1 項の規定により申請  
します。

興行場法第 2 条第 1 項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該営業を譲り受けた者 であつて、注 1 に該当することの有無 ( 有 ・ 無 )			
管理者の氏名			
興行場の名称		種別	
興行場の所在地	(電話)		
入場者定員	階 名	階 名	計 名
喫煙所の面積	階 平方メートル	階 平方メートル	
便所の構造設備	便所の数 便器の数	箇所 個 (うち男性用 個 女性用 個 多目的 個)	
衛生責任者の氏 名			
工事着工年月日	年 月 日		

工事完成（予定）年月日	年 月 日
営業開始予定年月日	年 月 日
営業終了予定年月日（仮設又は臨時の場合のみ）	年 月 日
興行場の構造設備	別紙図面及び説明書のとおり。
備考	

添付書類

- 1 興行場を中心とした半径100メートル以内の見取図
- 2 興行場の構造設備を記載した図面及び説明書（各室の用途、観覧席の配置、観覧室の天井の高さ、照明設備の位置、換気設備の位置、ごみ箱の位置、冷暖房設備の位置等を示すこと。）
- 3 敷地又は建物が他人の所有であるときは、所有者の承諾書又は契約書
- 4 興行場営業を営むために建物の建築、用途変更等について他の法令の許可を必要とするときは、その許可に関する関係書類
- 5 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 6 興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該営業を譲り受けた者であって、注1に該当し記載事項を省略する場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

注 1 興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該営業を譲り受けた者は、「入場者定員」、「喫煙所の面積」、「便所の構造設備」、「工事着工年月日」、「工事完成（予定）年月日」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

3 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、興行場営業許可に係る事務の目的を達成するため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類</p> <p>注</p> <p>申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>	<p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>
<p><b>様式第3号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>	<p><b>様式第3号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
<p><b>様式第4号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本</p>	<p><b>様式第4号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>添付書類</p> <p>1 <u>戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定</u></p>

改正前	改正後
<p>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>前項に掲げる書類</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</p> <p>3 略</p> <p>注</p> <p>申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><u>する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>2 戸籍謄本により届出者が相続人であることを確認できない場合は、<u>戸籍謄本</u>のほか、相続人であることを確認できる書類</p> <p>3 略</p> <p>注 1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

(食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部改正)

**第6条** 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則（平成12年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(製品検査命令等)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 施行令第5条第2項に規定する申請書は、検査命令に伴う検査申請書（様式第2号）によるものとし、所定の手数料を添えて知事に<u>3部</u>提出しなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p><b>第7条</b> 法第52条第1項又は条例第2条の規定により、営業の許可を受けようとする者は、営業許可申請書（様式第5号）に営業設備の構造を記載した図面、営業所の案内図又は地図、水質検査成</p>	<p>(製品検査命令等)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 施行令第5条第2項に規定する申請書は、検査命令に伴う検査申請書（様式第2号）によるものとし、所定の手数料を添えて知事に<u>2部</u>提出しなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p><b>第7条</b> 法第52条第1項又は条例第2条の規定により、営業の許可を受けようとする者は、営業許可申請書（様式第5号）に営業設備の構造を記載した図面、営業所の案内図又は地図、水質検査成</p>

改正前	改正後
<p>績書の写し（水道水以外の水を使用する場合に限る。）その他知事が必要と認める書類及び所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第52条第1項の規定による許可を受けた者（以下「法許可営業業者」という。）又は条例第2条の規定による許可を受けた者（以下「条例許可営業業者」という。）</u>が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の許可を受けようとする場合は、当該許可の有効期間満了の日の10日前までに営業許可申請書（様式第5号）に所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>（承継の届出）</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 条例第4条の2第2項の規定により相続による条例許可営業業者の地位の承継の届出をしようとする者は、許可営業業者の地位承継届（相続）（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>績書の写し（水道水以外の水を使用する場合に限る。）その他知事が必要と認める書類及び所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。<u>ただし、法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者（以下「法許可営業業者」という。）又は条例第2条の規定による営業の許可を受けた者（以下「条例許可営業業者」という。）から当該営業を譲り受けた者が営業許可申請書（様式第5号）を提出する場合であつて、営業設備の構造を記載した図面又は営業所の案内図若しくは地図に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>法許可営業業者又は条例許可営業業者</u>が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の許可を受けようとする場合は、当該許可の有効期間満了の日の10日前までに営業許可申請書（様式第5号）に所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>（承継の届出）</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 条例第4条の2第2項の規定により相続による条例許可営業業者の地位の承継の届出をしようとする者は、許可営業業者の地位承継届（相続）（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本又は<u>不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

改正前	改正後						
<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 395 1104 435"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p><u>2～4</u> 略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>営業設備の概要</p> <table border="1" data-bbox="232 798 1104 837"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 395 2029 435"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p><u>2 営業設備の概要は、食品衛生法第52条第1項又は佐賀県食品衛生条例第2条の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者にあつては、変更がない場合は記載を省略することができる。</u></p> <p><u>3～5</u> 略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>営業設備の概要</p> <table border="1" data-bbox="1158 798 2029 837"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p><u>営業を譲り受けたことを証する旨（食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第7条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合）</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 973 2029 1133"> <tr> <td data-bbox="1158 973 1469 1133"> <u>営業の譲渡者の署名</u>  <u>（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）</u> </td> <td data-bbox="1469 973 2029 1133"></td> </tr> </table>	略	略	<u>営業の譲渡者の署名</u> <u>（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）</u>	
略							
略							
略							
略							
<u>営業の譲渡者の署名</u> <u>（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）</u>							
<p>様式第6号（第8条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 1236 1104 1276"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 戸籍謄本</p>	略	<p>様式第6号（第8条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 1236 2029 1276"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項</p>	略				
略							
略							



改正前	改正後
2～5 略	<u>に規定する法定相続情報一覧図の写し</u> 2～5 略

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。